

統計調査分科会  
第 18 回議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

# 第 18 回統計調査分科会

## 議事次第

日 時：平成 20 年 9 月 25 日（木）17:10～18:01

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．環境省からのヒアリング

3．内閣府からのヒアリング

4．その他

5．閉 会

前原主査 それでは、定刻となりましたので、第 18 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、環境省及び内閣府における統計調査の市場化テストに関する検討状況についてのヒアリングを予定しております。

まず、環境省からのヒアリングを行いたいと思いますが、環境省総合環境政策局環境計画課の細野企画調査室長から、15分程度で御説明をいただきますようお願いいたします。

細野企画調査室長 ただいま御紹介いただきました、環境省総合政策局の細野でございます。

本日は、水・大気環境局の方のテーマでございますので、具体的な中身につきましては、水・大気環境局の方から御説明させていただきますが、私の方は統計の窓口をしておりますので、その立場で一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

分科会の先生方、また、事務局の皆様方には、日ごろから大変お世話になっております。今、私どものところは、公的統計の整備の計画づくりなどにも参加させていただいておりますけれども、環境分野の統計につきましては、今後の伸びる分野といたしまして、大変期待をさせていただいております。

ただ、私ども自身、小さな組織でございますし、もともと研究所の方に統計情報部門を持たせてきたわけございまして、白書をつくっているような部屋が窓口をやっている状況でございます。なかなか足りないところもあるかと思いますけれども、既存の統計につきましても、行政改革や、あるいはこうした見直しの分野につきましても、できるだけ御指導いただきながらしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

前原主査 どうぞ。

豊住課長補佐 環境省水・大気環境局水環境課の豊住と申します。本日、水質汚濁物質排出量総合調査を担当させていただいておりますので、御説明申し上げたいと思っております。

まず、本調査が、今回、公共サービス改革法の対象業務とするということについての理由につきまして説明をさせていただきます。

本調査は、平成 19 年 11 月に開催されました第 8 回統計調査分科会におきまして調査方法等の見直しの検討結果を踏まえて、具体的な検討を行うということとしておりまして、本調査は従来から調査票の印刷、調査票等の封入・発送・回収、データ化・集計・チェック、報告書作成までの業務を既に民間に委託して行っておりますけれども、より高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行うことが可能ではないかと考えております。

入札の対象範囲でございますけれども、水質汚濁物質排出量総合調査の民間事業者を活用して、包括的に民間委託する業務の範囲といたしまして、調査票・記入要領・封筒の印刷、調査票等の封入・発送、回収、その中で照会への対応ですとか、催促を含むものと考

えております。それから、回収されました調査票に基づいてこれらをデータ化、集計・チェックいたしまして報告書を作成するというを考えております。

これにつきましては、別紙として図になっているものがお手元にあるかと思いますが、こちらをごらんください。環境省の方で統計の企画・立案、調達の手続をいたしまして、こういった事業場に調査票を発送するかということ を 標本抽出と書いてありますけれども、そういった趣旨でございまして、それを環境省の方で決めます。

それを受けまして、隣に がございますけれども、調査票等の封入・発送業務をしていただきまして、もちろん発送いたしますと、その調査対象からいろいろとございますので、調査票の回収業務としまして、苦情等への対応ですとか、催促、返ってきた調査票の記載内容の確認等をし、これらをデータ化、集計・チェックをし、報告書にします。それを環境省の方で報告書を受け取って、検査をいたしまして公表するという分担を考えてございます。

また、文章の方に戻りまして、入札等の実施予定時期というところがございますけれども、平成 21 年 3 月をめぐりに入札公告いたしまして、平成 21 年度から落札者による事業を実施するというふうに考えております。

契約期間につきましては、平成 21 年度以降実施の調査に関しまして、こちらのタイプミスがありますけれども、前述の入札の対象範囲でということで複数年度の契約、21 年度分から 23 年度分ということになりますので、24 年 3 月にしたいと考えてございます。

水質汚濁物質排出量総合調査の概要につきましては、ここで御説明を差し上げたいと思います。

調査の目的でございますけれども、水質汚濁を効果的に防止するために、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要です。合理的かつ効果的な排出規制を行うために、全国の汚濁物質の排出源及び排出量を把握することを目的にしております。

この調査は、承認統計調査となっております。規制対象の事業場におきまして水質汚濁物質の排出量等の動向を把握し、未規制の排出基準等の検討に役立てるための基本的かつ重要な統計資料ということで調査を実施してきてございます。

調査内容ですけれども、調査の対象といたしましては、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置します工場または事業場につきましては全国で 30 万弱ございますけれども、これらのうち排出基準がかかる施設につきましては、ここに掲げております、 に該当する施設ということになりまして、具体的には 1 日当たりの平均的な排水量が 50 m<sup>3</sup>以上である工場・事業場、有害物質使用の特定事業場ということになりまして、合わせて 4 万弱の事業場が対象になってございます。

なお、下水道に全量排出する工場・事業場につきましては、排出基準が適用されてございませんので、本調査から対象外としております。

調査の項目につきましては、( 2 ) で掲げてございますけれども、 従業員数、出荷額等の事業規模、稼働状況、産業分類等の工場・事業場概要。 用排水量の実績。 としま

して生活環境項目の排水濃度。生活環境項目と書いてございますけれども、これは例えば pH ですとか、化学的酸素要求量ですとか、そういったものになります。有害物質の使用・製造状況と排水濃度。有害物質と言え、代表的なものとしましてカドミウムですとか、PCB ですとか、そういったものが該当いたします。

これらは汚濁負荷量を把握するための必要最小限の項目ということで、必ず調査項目として必要になってまいります。

これまで対象としている調査年度でございますけれども、前年度における実績値を対象にしてございます。

例年、調査の実施期間になりますが、10月1日～31日が調査期間となっております。

簡単でございますけれども、大分時間が余っておりますが、説明とさせていただきます。

前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御質問、御意見等、御発言をお願いいたします。どうぞ。

廣松専門委員 3つばかり質問させていただきます。

最初は、この調査に限らず、先ほど必要なもの、研究所との分権のことをおっしゃいましたけど、こういう環境省の方で実際になさっている調査に関して、研究所と本省との間でどういう役割分担をなさっているのか、その辺のところを伺えればというのが1点目です。

2番目の質問は、この調査に関してですが、3ページのところで、先ほどご説明があった特定施設を設置している工場または事業場で約29万、そのうち、に相当するものが約3万8,000。これは全数ですか。

豊住課長補佐 全数でございます。

廣松専門委員 それは、先ほど御説明の前年度の排出量を基準に全数を調べておるといふふうに考えていいわけですか。

豊住課長補佐 調査対象の抽出は法令上の届出値に基づいて行い、その全数に対して前年度の排出量の調査を行います。

廣松専門委員 3番目は、これは全く素人でよくわからないんですが、その後ろ、ただし書きのところにある下水道に全量排出している工場・事業場は対象外ということなんですが、その理由がわからなかったの、その御説明をいただければと思います。

以上3つです。

細野企画調査室長 最初の御質問についてですが、今、国立環境研究所というのは独立行政法人になっておりますので、行政分野の情報につきましては、本省の方でまとめをしていくことになっております。

今、統計の問題に限らず、情報全体について少し戦略的な見直しもしようとしておりまして、その中でも役割分担を明確にしていこうと思っております。

豊住課長補佐 先ほどの3つ目の御質問につきましてですけれども、下水道に排水を排

出する事業場につきましては、水質汚濁防止法で定めております排出基準が適用されないということが1つと、下水道の終末処理場が水質汚濁防止法の特定施設になっておりますので、ダブルカウントしてしまう形になりますので、下水道の終末処理場を把握するという形でカバーしております。

廣松専門委員 確認ですが、そうすると、その下水処理場が、 に相当する施設、事業場になるということですか。

豊住課長補佐 そういうことになります。

廣松専門委員 わかりました。

高橋専門委員 まず、対象が3万8,000なんですけど、これの回収率は大体どれくらいなんでしょうか。

豊住課長補佐 全体の8割ぐらいです。

高橋専門委員 それから、複数年契約となっているんですが、これの調査に当たって、民間業者としてはかなりの専門性が必要なのか、あるいはそうじゃないのか。専門性が必要でなければ、毎年毎年、業者がかわっても構わないかなど。あるいは、複数年であるメリットというのは、専門性があるからなのか、その辺、教えてください。

豊住課長補佐 高度な専門性といったものが必ずしも必要なものではないと思っておりますが、制度についての理解と、毎年やるに当たりましては、回収率は当然100%を目指してやるわけで、データをしっかり評価してもらおう目と、回収効率を上げるためのノウハウというか、そういったものが必要になると考えており、特に後者の部分で複数年で契約をするといったところのメリットがあるのではないかと考えております。

前原主査 どうぞ。引頭委員。

引頭専門委員 御説明、ありがとうございました。1点だけ質問があるんですけども、この調査、既に民間に委託されていたものを、今回、法の対象にされるということなんですけれども、理由の中により高い質の確保を図るということだったんですけども、法の対象にすることでどういう違いを期待されているのか、もしあれば教えてください。

豊住課長補佐 対象にすることで、この調査の中身、調査自体の結果が充実するといったことで期待している部分は、今、触れていただいたように、複数年契約をすることで事業者がノウハウを蓄積していただいて、かつ、全体としても効率が上がると思うのですが、それによって回収率を向上させてもらうということなんです。今は8割、それが高いか低いかというところはそれぞれあるかと思うんですが、我々としては100%を目指しておりますので、それをより上げていただくところに期待しております。

前原主査 椿委員、どうぞ。

椿専門委員 たしか、以前、この調査自身は測定方法や何かに関する議論で少しサイエンティックな議論があって保留されていたとちょっと記憶しているんですけども、例えば、今回、回収率というのはもちろん統計の質にとっては非常に重要なポイントであると同時に、この調査は実際に客体が濃度等の分析というのかよくわかりませんが、あ

る程度、測定行為を行って、そこにもばらつきとか誤差が入る形になっているかと思うんですけど、結果として何か、今までよく慣れていた方法論や何かと余り差はなかったという認識でよろしいでしょうか。

豊住課長補佐 環境省で測定方法にも関連し得る公害防止の取り組み促進についての検討を進めておったわけですがけれども、実際には、例えば測定回数について、結論という形では出なくて、今後の検討課題になっており、測定方法につきましては、特段の検討はございませんでしたので、今回またこちらに挙げていただいているということでございます。

前原主査 鈴木委員、どうぞ。

鈴木専門委員 今まで、この調査は民間に委託して行われていたということですが、その業者は、毎年かわっていたものなのか、それともある業者がずっと受けていたものなのか、お聞きします。

豊住課長補佐 毎年新しい契約をしていて、これまで異なる事業者さんに落札していただいておりますが、同じ業者が複数年続けて落札したこともあります。

鈴木専門委員 それについて非常に不都合があったとか、あるいは憂慮すべきようなことがあったのでしょうか。それともうまくいっておられたのか。

豊住課長補佐 事務的なところで言えば、皆さん、一から始めていただくときには環境省サイドと事業者の方という意思統一というか、同じところに立っていただくまでにいろいろなやりとりがあり、そういった意味で、やや効率が悪い部分があったのではないかと思います。

鈴木専門委員 もう一点ですが、今度は3年契約でやりたいということですがけれども、20年の予算を見まして、3年契約にすることで、節約がどの程度期待できるものなのかということについてお聞きします。

豊住課長補佐 先ほど、申しわけございません。この予算額につきまして御説明しそびれてしまいましたけれども、20年度につきまして2,288万ということで、恐らく、3年契約ということになれば、普通に考えればこの予算がもっと効率的に使われて、全体額としては下がるといったことは期待できると思います。

前原主査 1点、御質問したいんですが、4ページのところの最後のところにオンライン調査が一部行われているということが書いてありますね。この3万8,000事業場のうちオンライン調査の可能性があるというのはどのくらいあるのでしょうか。これは役所の関係ですから、比較的スムーズにいつていると思うんですけども、そういうお考えもあるのでしょうか。

豊住課長補佐 当面は郵送とオンラインということになるかと思うんですけども、将来的にはこれらの事業場全体に対して、インターネットを皆さんお使いになっていると考えられますので、オンライン調査で他のすべての事業者さんができるようにというふうには考えております。

前原主査 それはかなり可能性が高いですか。大体、パソコンをお使いになっています

よね、こういうところですよ。

豊住課長補佐 そうだと思いますので、可能性は高いと考えております。

前原主査 今回の調査でも一部はお入れになる御予定はあるんですか、この3年間の間に。

豊住課長補佐 システム開発等ございますので、それはこれからということになります。が、この3年間の中の後半ではオンライン調査を導入するという予定でおります。

前原主査 ありがとうございます。芳賀委員、どうぞ。

芳賀専門委員 今回、既に民間委託されているものを、このサービス改革法の方にのせるということで御説明があったんですけども、高い質の確保を図るに当たっては、今まで既に蓄積されている民間業者とのやりとりであるとか、もしくは入札に当たっての実施要項の整備ということが不可欠かと思うんですけども、その辺は、今回、こちらの民間競争入札の対象とすることで、よりよくするということではどの程度、検討される御予定なんでしょうか。つまり、今までどおりではなく、これの対象にするに当たって、より効率化を図れるようにであるとか、もしくは今まで不都合があった点も直すというようなことは検討する必要はあるのかなというふうに思っている御質問なんですけれども。

豊住課長補佐 せっかく、こういう形でやるとすれば、仕様書につきましても、今年度まで通常の形でやっていた契約の内容で見直すべきところでは当然見直していくと。

それから、調査の内容につきましては、これは承認統計ということがございますので、調整も必要になってまいりますので、内容を大幅に変えるとか、そういったことは難しいかとは思いますが、やり方に関しましては、これはまた別の話で、仕様書の世界でできる部分でございますので、そこはもちろん、これまでの反省点を踏まえて修正をしていくということになります。

芳賀専門委員 先ほどのオンライン調査の可能性も含めて、多分、実施要項というか入札要綱に入れる可能性が考えられるように作り直す必要が多少は出てくるかなというふうにも思いますので。

豊住課長補佐 ありがとうございます。

前原主査 廣松委員、どうぞ。

廣松専門委員 もう一点だけ。いただいた流れ図の中で のところで名簿整理というのがありますね。

豊住課長補佐 はい。

廣松専門委員 具体的に、新しくこの調査の対象になる事業場が出てきたときに、その把握はどういう形でするわけですか。

豊住課長補佐 新しい事業場ですか。

廣松専門委員 ええ。

豊住課長補佐 こちらは、特定事業場として、届け出が都道府県にいきますので、それで全体を把握することが可能です。



廣松専門委員 そうすると、当然、その都道府県から環境省の方に報告があった分をこの委託業者の方に名簿の整理という形で情報を渡して、次年度用の名簿をつくるという流れになるということですか。

豊住課長補佐 基本的には年度内で行われる事業の中で、一番というのはございますので、調査票を発送して誤りがあったりいたしますので、その部分を修正して、まず1つの名簿をつくと。その後、年が明けて新しい調査をするときに、こちらのフローの中で標本抽出というのがございますけれども、こちらで昨年がない、今年新しい分というのは追加をして整備をするという形になります。

廣松専門委員 そうすると、事業場の選定は、環境省の方でなさるとのことですね。

豊住課長補佐 どこに調査票を送っていただくかといったことは、こちらの方で名簿整理をいたします。

廣松専門委員 わかりました。あともう一つだけ。先ほどオンラインの話が出ましたが、もちろん御存じだろうと思えますけど、今、政府統計共同利用システムができていますから、もしこの調査もオンラインを使ってなさるとのことであれば、その利用をぜひ考えていただければと思いますが。

豊住課長補佐 その予定であります。

前原主査 高橋委員、どうぞ。

高橋専門委員 先ほどの回収率80%ということなんですが、これはその事業場の数の80%ということですね。そうすると、当然、大きなところもあれば小さなところもあるし、その辺、全体での量的に80%なのかどうなのかという問題ありますよね。今度、民間にいった場合に、全体の数で80%というのか、あるいはある程度規模別にターゲットみたいなものを設けるといふことがあるんでしょうか。その辺はどうなんですか。

豊住課長補佐 おっしゃるとおり、大きな事業場が抜けていけば、全体としての捕捉率というのは下がっていくという可能性がございます。そのあたりは、我々としても精査をして、80%とはいうけれども、ボリュームとしてはどうなのかといったところは見ていく必要があると思えますし、そのような観点も踏まえて、より高い回収率、事業場数だけではなくて、より実態が把握できる回収率、そういったものを目指していきたいと思っておりますので、今、御指摘いただいた点も次回以降の調査に当たりましては、しっかり考慮していきたいと考えております。

前原主査 よろしいですか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木専門委員 このような施設、事業場は、設置するときに届けは当然だと思うんですが、調査でなくて、定期的な報告というものは何かあるんでしょうか。

豊住課長補佐 これは自治体によるというところがあります。自治体が報告を求めることがありますので、それを定期的にやっているか、あるいは逐次やっているかといったことによって異なると思えます。国に定期的な報告があるというような仕組みはございません。自治体が定期的にやるかどうか、これは自治体次第ということになりまして、法律上

は必要な限度において報告を求めることができるということになっております。

前原主査 よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

前原主査 それでは、次回の公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日、御説明のございました内容につきまして、そこにどう反映するか、当方と十分に意見交換をしながら整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

これで環境省からのヒアリングを終わります。どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室)

(内閣府関係者入室)

前原主査 それでは、続きまして、内閣府からのヒアリングを行います。

本日は、内閣府における統計調査の市場化テストに関する検討状況につきまして、内閣府経済社会総合研究所景気統計部の杉原部長から御説明をいただきます。説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

杉原部長 杉原です。よろしく願いいたします。それでは、資料2ということで消費動向調査の民間委託についてというのがございます。

最初に、1枚めくっていただいて、3ページに消費動向調査の概要がありますので、感じをつかんでいただこうということです。消費動向調査、1.目的ということなんですけれども、今後の暮らし向きの見通しとか、消費者の意識を把握するというのが非常に大きな柱ということなんですけれども、それ以外に旅行とか、各種サービス等への支出予定、あるいは耐久消費財の主要なものの保有状況を把握するという事で、景気動向判断の基礎資料を得るということでやっております。

調査の対象ということなんですけれども、全国の世帯のうち外国人等を除く4,780万世帯が母集団ということになっております。

3の客体は、一般世帯、単身世帯ごとに層別抽出ということで6,720世帯を抽出をしているということでございます。

調査の時期等は基本的に毎月1回、年に12回ということで、毎月15日が調査時点になるということでありまして。ただ、6月、9月、12月、3月という年4回、下記6のうち、例えば主要耐久消費財の保有状況とか、特別にたくさん項目を調査しております。

5番目ですけれども、調査機関、方法ということですけど、内閣総理大臣が主管しているということで、この実施は一般競争入札により民間事業者に委託をしているということでございます。調査員を通じて調査をしているということです。

調査事項ですけれども、ずっと書いてありますけど、消費者の意識、これはよく消費者態度指数ということで新聞にも出ているようなものであります。物価見通しとか旅行の実績・予定、自己啓発等、サービスの支出予定、主要耐久消費財の保有買替え状況、世帯の状況というものを調べておるということで、予算額は2億4,000万円弱ということになります。

1枚目のところに戻っていただきますと、一番上のところで民間競争入札をするということですが、最初のポツで、この分科会で今年3月、既に1回議論をいただきまして、そのとき公共サービス改革法の対象業務とする方向で検討を行うということにされております。それを踏まえて、今回の対象にするということで検討しておるということで御報告に来ておるということでもあります。

2番目のポツですけれども、その理由ということですが、先ほど申しましたように、平成15年の調査以降、実査から集計に至る業務に関して、既に民間委託を行っておるということですが、確保されるべきサービスの質、あるいは落札者決定のための評価基準を明確にすることによって、プロセスを一層透明化する、中立性、公平性の担保、業務の質の向上といったことを期待して、公共サービス改革法に基づく民間競争入札で行うことが適当というふうに考えるということでもあります。

入札の対象範囲ということですが、これは基本的に2つに分けておりまして、上のポツの1つは、民間に包括的に委託する業務ということで、これは調査世帯の選定、調査票等の配布・記入依頼、調査票の回収業務、これは回収・督促、照会に対応する、個票審査が含まれます。集計、データ入力、集計・作表までということ、これを包括的に民間委託をするということと考えております。

2番目のポツは、しかし全部は委託に出さないということで、国の政策立案と直結する調査内容や調査方法の策定といった調査の企画業務のこういったもの、あるいは最終的な結果表の審査及び公表に係る業務、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務、事業内容に対する評価・改善等の業務については国が行うべき業務として実施する予定だということでもあります。

その次、入札等の実施予定時期ということですが、来年、平成21年10月をめぐりに入札公告をします。平成22年度から落札者による事業実施をするということと考えております。

契約期間ということなんですけれども、複数年契約をするかどうかということなんですけれども、これについては、我々は差し当たり単年度契約でやりたいと考えております。その理由としては、従来からも我々、経済情勢の変化へ対応するとか、あるいは統計の質的な向上ということで適宜調査方法の変更を行ってきたということと、あるいは国会・一般国民からさらに統計事業の見直しみたいなものに対してすごく要請が強まっているということで、今後、調査の抜本的な見直しを行う必要性が生じた場合に、迅速に対応すると、そういう担保をとっていきたいということで、平成22年度の調査については単年度契約ということでやっていきたいということでございます。

2ポツですけれども、それ以降につきましては、改めて複数年契約への移行を検討するということやっていきたいということでもあります。

簡単ですけれども、以上です。

前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御質問、御意見等、御発言

をお願いいたします。

廣松専門委員 原則として調査員調査ですね。

杉原部長 はい。

廣松専門委員 そうすると、大体対象世帯数が6,720で、調査員の数はどれぐらいになるのでしょうか。

杉原部長 約340人だということです。

廣松専門委員 ということは、大体、調査員1人当たり20世帯ということですか。

杉原部長 はい。

廣松専門委員 現状、既に一般競争入札によって民間業者の方がこの調査を担当なさっているということですね。

杉原部長 はい。

廣松専門委員 その場合、調査員の確保に苦勞するという、そういう実情は特に報告はありませんか。

杉原部長 それは特にはないですね。

廣松専門委員 わかりました。

前原主査 高橋委員、どうぞ。

高橋専門委員 この調査客体なんですけども、これは例えば1年間固定で、例えば家計調査みたいにずらしていくということはやるんですか。

杉原部長 どんどんずらしていく感じで、15か月お願いしていますので、毎月15分の1ずつ交代していると、そういう形になっております。

高橋専門委員 そうすると、そういった場合に、民間業者がかわった場合に、それとの引き継ぎといいますか、そういったこともスムーズにできるのでしょうかね。そうすると、調査員が変わってきますよね。

杉原部長 それは変わると思います。その辺は。

齋藤研究専門官 名簿とかを引き継いでおりますので、そのまま引き継ぎは可能です。

高橋専門委員 だから、複数年契約されるのは、そういったことが、割と複数年の方がスムーズにいくんじゃないかということのあれですよ。

杉原部長 そうですね。先ほど申しましたように、今、我々が実際にやっている過程では、そういう引き継ぎ上は特に問題は起きてないということでもありますので、その辺は大丈夫だと思います。

前原主査 そのほかいかがでしょうか。

引頭専門委員 今までも一般競争入札でやられたということなんですけど、図の流れ図というのが2ページ目で御説明いただけなかったんですが、今回の対象業務、よくわかるんですが、今までの一般競争入札のときの対象業務と違ったのかどうかという点が1点ですね。もう一点が、先ほど廣松先生から調査員の確保はどうですかという御質問があったと思うんですけれども、一般競争入札のときの調査員というのは、民間事業者が自分で確

保した調査員だったのか、あるいは国への登録調査員みたいな方々を紹介した形だったのかということ、今回、どういうふうにされるのかというのを、以上2点、お願いします。

杉原部長 1点目は、業務は同じです。だから、特に変える必要はないと考えております。あと、調査員は業者が確保しているということです。

引頭専門委員 国の調査員ではないということですね。

杉原部長 そうですね、国のあれではないと。

引頭専門委員 そうですか。わかりました。

前原主査 そのほかいかがでしょうか。どうぞ椿委員。

椿専門委員 今までも含めて、調査客体の3段抽出に当たるところも業者さんがやってきたという認識でよろしいですね。

杉原部長 そうですね、抽出は業者がやっていると。

椿専門委員 その種の名簿情報は内閣府さんが提供してやっているということですか。

杉原部長 名簿情報自身は我々が。

齋藤研究専門官 抽出の方法は示しますが、名簿の作成を含めて業者がやっています。

椿専門委員 名簿の作成も含めてですか。その辺のノウハウは今までの業者さんというか、ノウハウというのはどういうふうに、その母集団情報を管理・運営しているかということに関して、特に内閣府さんの方は一切、名簿の提供。

齋藤研究専門官 各調査区ごとに20世帯抽出するということで、ランダムなそういう方法で抽出するようというのを指示して、それに従って業者が名簿を作成していると。名簿を業者が所定の期間管理をしているという状況です。

杉原部長 今おっしゃったのは、母集団名簿ですね。

齋藤研究専門官 母集団名簿。

杉原部長 だから、母集団名簿の情報は我々が管理して、それから業者が何とか客体をピックアップしていくと。

椿専門委員 その部分の名簿の管理や何かはきちんと業者さんやってくださる。渡した名簿の管理などはやってくださる。

杉原部長 要するに守秘義務とか、それは大丈夫です。

前原主査 鈴木委員、どうぞ。

鈴木専門委員 今の質問に関連してですが、調査客体の市町村の決定とか、調査区の決定もすべて業者と見ていいんですか。

杉原部長 我々です。

鈴木専門委員 そのときに、例えば都会とか田舎とかいう、そういうバランスというのはどういうふうに考慮しているんでしょうか。

齋藤研究専門官 各市町村の規模に応じて、ランダムに当たるような形で市町村を決めております。

鈴木専門委員 わかりました。

前原主査 廣松委員、どうぞ。

廣松専門委員 今の質問に関連して、最初、第1段階目で抽出した対象世帯について、必ずしも全員の協力が得られるわけではなくて、いわゆる代替標本を使わざるを得ないようなケースが結構出てくると思うのですが、それに対する対処も民間の業者がやっているんですか。

杉原部長 そうですね。

廣松専門委員 それは、例えば20世帯選ぶのに、どれぐらいの世帯にアクセスするかという、そういう情報はお持ちですか。

杉原部長 要するに何件断られたか。済みません、ちょっとそれはわかりません。

前原主査 そのほかいかがですか。引頭委員、どうぞ。

引頭専門委員 予算額が結構大きいわけなんですけれども、予算額が大きいということをお伺いしたいのではなく、今まで一般競争入札でやっている業者さんの利益が出ていますかという質問なんですけど。

杉原部長 それは我々はわかりません。要するに、業者がこの調査でどのくらい利益を上げているかというの。

引頭専門委員 どのくらいはいいんですけれども、というのは、今まで市場化テストの分で余り利益を上げていたというのを聞いたことがないので、どうなのかなと、そういう意味です。

杉原部長 フォーマルには積算上は一般管理費みたいなので計上されていますので、それが業者の取り分ということになります。実際上、どのくらいかというのは我々としては数字上は把握はしていません。

引頭専門委員 問題のある話ではないということですよ、その辺は。

杉原部長 それはないと思います。

引頭専門委員 わかりました。

前原主査 高橋委員、どうぞ。

高橋専門委員 これは家計調査の場合ですと、調査客体に対して謝礼みたいなのがありますね。これもそういったのがある。それは業者任せなんですか、それは決まっているんでしょうか。

齋藤研究専門官 3回ごとに1,000円ということで謝礼を出すように指示しております。

高橋専門委員 家計調査ほどは大変な負担、客体にとっては项目的には負担ではないですよ。

杉原部長 調査項目は全然違いますね。家計調査は相当細かい項目を書きますけど、基本的に先ほど申しましたように、消費者の意識で、今後、半年、あなたの暮らし向きがよくなりますかとか、こういう情勢どうなりますかとか、そういう、割とふわっとしたあれなので、そんなに負担はないはずですよ。

前原主査 芳賀委員、どうぞ。

芳賀専門委員 先ほどから多分、母集団の管理の話であるとか、世帯給付率であるとか、到達率みたいなものについて質問があるのは、多分、単年度で業者がかわった際に、どれだけ統計の質が担保されるかということが今まで議論になっているからだと思うんですね。なので、そのあたりがどのように担保され、単年で、来年度についてやる場合に、どのように担保するのかというところの部分の情報が欲しくて、多分そういう質問が出ているのかなと思うんですが、もう少し詳しくいただければ。

杉原部長 ただ、今までもその単年度契約ですとやってきたわけで、実際にかわった場合もあるんです。そのときに、特に大きな問題があったということはないので、このくらいの調査であれば、単年度でやっていっても、それほど精度ががくんと落ちるとか、そういうようなことは、少なくとも実績としては見られなかったというふうに申し上げてもいいかと思います。

芳賀専門委員 将来に対しての担保という意味では、比較的慎重にそういった、もしあるのであれば、どのように管理されていたかというふうなことの今後、要は質を担保していくということが民間開放でどうしても言われてくるので、参考事例になっていくかと思うんですね。そういう意味で、もし今後、そういったものがつくられるようであれば、従来、平気だったからというのではなく、何かこのように管理していますというものをいただくと本当は助かるんですけれど。

齋藤研究専門官 細かい説明になってしまうかもしれませんが、この調査の承認統計という統計法上の制度のもとでやっている調査でございまして、指定統計という調査は法的に回答義務があるんですが、この承認統計というのはそういう義務がございませんので、拒否しても特に文句言えないという環境がございまして。そういうもとで実施しておりますし、なかなかこういう時代で協力得にくいということもありますので、基本的にやむを得ない場合は代替世帯を認めております。その関係で、ある程度、回収率は維持するようにということで契約をしているということで、おおむね必要数を確保しているというのが現状でございます。

前原主査 椿委員、どうぞ。

椿専門委員 事実の確認だけですけれども、基本的に先ほどあった6,720というものに関しては、これまで代替標本を抽出することによって、今の御発言でとにかく6,720は確保されていると、そういうこととおおむね認識してよろしいですか。

杉原部長 回収率は大体75%なので。

椿専門委員 代替標本を含めて75。

前原主査 引頭委員、どうぞ。

引頭専門委員 ここだけなんですけど、民間委託についてという資料2の1ページのところに、この調査は平成15年度から民間委託されていたということなんですけれども、質問は2つあって、要は、委託の範囲を平成15年から今に至るまで広げていったのか、今の形のままであったのかというのが1点と、先ほどの2億4,000万なんですけれども、この2億

4,000万という数字は平成15年からもし同じだとすれば、2億4,000万のままなのかどうかだけ教えてください。

杉原部長 範囲は変わっていません。額はちょっと変動がございまして、最初は2億4,000万かそのくらいだったのを、1回電話調査みたいな形にして簡略にしたので、これが最初ですね。平成17年に1億7,700万円ぐらいに1回額を落としました。ただ、電話調査とかが余り統計の性質としてよくないというので、また、電話調査で3か月のうち1回は留め置き調査でやったんですけど、2回を電話調査でやるという形でやっていたんですが、ただ、2つの調査方法でばらつきがあったので、すべてを訪問調査にすると。それで、また新たに2億4,000万の予算額に戻したということになります。

引頭専門委員 同じ調査方法の場合には、変わってないということですね。

杉原部長 基本的には変わってないと。

引頭専門委員 よくわかりました。

杉原部長 ただ、調査方法を変えると、かなり額が変動します。

引頭専門委員 そうですね。

前原主査 ほかよろしゅうございますでしょうか。

はい、廣松委員、どうぞ。

廣松専門委員 これは将来的な話だと思いますけど、例えば全国消費実態調査でもモニター制を導入することを検討している。その意味で、この調査に関してもそういうモニターを導入するとか、あるいは調査方法として今、電話の話が出ましたけど、オンラインを使った調査方法もあり得ると思うんですが、当面は現在の調査員による訪問、留め置き法でいくということでしょうか。

杉原部長 そうですね。少なくとも来年度は現在のままやろうというふうに思っております。ただ、さっきも申し上げましたように、いろいろ経済上のニーズとか、あるいは予算上の効率化の要請とか、そういうものありますので、実は本年度の後半、少しこれについて研究会みたいなのを立ち上げて、調査内容とか、あるいは調査方法とか、それが現状のままでいいのかどうかということを少しきちんと勉強してみたいというふうに考えておりました。その結果によっては、来年度は全然間に合いませんけど、将来的には、例えば調査項目あるいは調査方法が変わる可能性はあります。

前原主査 よろしいですか。

(「はい」と声あり)

前原主査 ありがとうございます。それでは、次回の公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日御説明のございました内容につきまして、そこにどう反映するか、当方と十分に意見交換をしながら整理をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、内閣府からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。御苦労様でした。



本日予定された議題は以上ですので、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。

次回の日程については、追って事務局から連絡いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

なお、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の方はご退室下さい。

(内閣府関係者、傍聴者退室)